

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

北海道選挙管理委員会委員長 大崎 誠子

（令和6年12月分）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日	届出先
森川 真奈歌	[庶民会] 庶民派森川まなかの会	R6. 12. 16	空知支所
豊田 健一	板谷よしひさ連合後援会	R6. 12. 13	胆振支所